

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等 に属する 特別会計	一般会計	1,787,713	1,307,584	1,412,687	1,628,060	1,405,544
	土地区画整理特別会計	29,001	83,531	160,865	255,812	296,125
	土地区画整理事業清算特別会計	5,000	4,121	3,593	3,282	3,921
	公債償還特別会計	0	0	0	0	0
	住宅新築資金等貸付特別会計	211,909	214,954	222,969	232,300	237,004
	土地取得特別会計	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	570,136	753,632	840,685	573,941	241,383
	臨海部産業用地貸付特別会計	0	0	0	0	0
合計(1)		2,603,759	2,363,822	2,640,799	2,693,395	2,183,977
標準財政規模		250,158,271	249,546,359	250,008,098	249,476,682	248,705,187
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(1.04%)	(0.94%)	(1.05%)	(1.07%)	(0.87%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国民健康保険特別会計	1,012,527	866,993	1,130,345	963,280	377,651
競輪・競艇特別会計	1,212,413	859,346	748,969	459,779	63,886
駐車場特別会計	74,255	85,595	81,870	112,898	150,130
介護保険特別会計	968,207	1,722,714	2,070,146	2,802,160	2,644,589
後期高齢者医療特別会計	356,531	677,260	776,568	878,446	794,227

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外	5,328,384	5,084,129	4,790,783	5,053,471	5,265,145
	工業用水道事業会計	1,483,319	1,500,449	1,707,326	1,740,929	1,759,175
	交通事業会計	1,633,069	1,650,160	1,716,674	1,643,248	1,646,908
	病院事業会計	1,011,828	2,401,562	3,536,520	4,279,863	3,701,576
	下水道事業会計	2,827,795	2,797,035	2,971,127	2,882,714	3,093,492
法非適用企業	宅地造成事業以外	72,031	50,675	29,974	47,987	67,360
	卸売市場特別会計	134,485	105,495	125,809	179,099	163,564
	渡船特別会計	66,630	49,262	49,052	49,516	63,435
	国民宿舎特別会計	23,101	0	—	—	—
	廃棄物発電特別会計	728,795	1,263,976	2,216,369	2,785,015	2,935,509
	漁業集落排水特別会計	4,887	3,404	6,281	11,288	15,118
	市民太陽光発電所特別会計	—	10,350	28,528	90,993	116,063
	港湾整備特別会計	—	—	—	—	694,576
	宅地造成事業	—	—	—	—	0
	埋立地造成特別会計	0	0	0	0	0
	港湾整備特別会計	0	0	0	0	0
	産業用地整備特別会計	0	0	0	0	0
	空港関連用地整備特別会計	106,097	114,416	114,067	113,996	114,841
	学術研究都市土地区画整理特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		19,648,113	21,606,643	24,741,207	26,788,077	25,851,222
標準財政規模		250,158,271	249,546,359	250,008,098	249,476,682	248,705,187
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(7.85%)	(8.65%)	(9.89%)	(10.73%)	(10.39%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	8,631,311	8,939,604	9,266,715	7,403,285	10,688,261
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
	管崎土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	伊都土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0
	市債管理特別会計	0	0	0	0	0
	市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0
合計(1)		8,631,311	8,939,604	9,266,715	7,403,285	10,688,261
標準財政規模		348,082,863	348,521,765	354,068,945	355,236,154	357,652,638
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.47%)	(2.56%)	(2.61%)	(2.08%)	(2.98%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	後期高齢者医療特別会計	110,326	100,850	93,325	104,775	88,174
	国民健康保険事業特別会計	1,671,645	1,669,549	1,063,436	182,881	6,078
	介護保険事業特別会計	318,336	889,286	647,571	857,964	1,400,630
	駐車場特別会計	0	0	0	0	0
	市営競艇事業特別会計	557,926	836,281	464,053	637,711	6,635,793

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外	6,399,485	8,185,370	10,480,370	11,774,030	12,253,417
	水道事業会計	7,916,802	8,065,660	9,232,707	7,806,424	7,839,414
	工業用水道事業会計	96,531	124,774	131,801	152,333	156,591
	高速鉄道事業会計	0	0	0	0	0
法非適用企業	宅地造成事業以外	0	0	0	0	0
	中央卸売市場特別会計	27,589	10,702	0	0	0
	市営渡船事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業	0	0	0	0	0
	港湾整備事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		25,729,951	28,822,076	31,379,978	28,919,403	39,068,358
標準財政規模		348,082,863	348,521,765	354,068,945	355,236,154	357,652,638
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.39%)	(8.26%)	(8.86%)	(8.14%)	(10.92%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	728,098	1,432,294	1,231,234	460,880	687,940
	土地区画整理事業	0	0	-	-	-
	住宅新築資金等貸付事業	0	-	-	-	-
	病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0
	財産区特別会計	-	-	0	0	0
合計(1)		728,098	1,432,294	1,231,234	460,880	687,940
標準財政規模		28,219,083	28,309,100	27,660,284	28,048,120	28,452,452
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.58%)	(5.05%)	(4.45%)	(1.64%)	(2.41%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	25,261	5,464	3,961	6,345	▲ 78,682
	介護保険事業	2,481	4,849	36,624	3,561	134,277
	後期高齢者医療事業	30,254	41,381	32,592	37,478	37,037

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	1,271,905	1,440,535	1,483,191	1,606,765	1,605,455
	下水道事業会計	88,704	100,369	30,275	211,638	155,690
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		2,146,703	3,024,892	2,817,877	2,326,667	2,541,717
標準財政規模		28,219,083	28,309,100	27,660,284	28,048,120	28,452,452
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.60%)	(10.68%)	(10.18%)	(8.29%)	(8.93%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	1,030,807	1,051,888	1,233,116	901,654	938,825
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	65,561	59,779	54,239	77,071	90,345
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	34,166	54,153	91,097	103,510	118,212
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,130,534	1,165,820	1,378,452	1,082,235	1,147,382
標準財政規模		66,916,553	67,158,353	68,413,439	68,808,951	67,792,454
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.68%)	(1.73%)	(2.01%)	(1.57%)	(1.69%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	425,184	160,080	17,233	28,515	▲ 295,715
	介護保険事業特別会計	37,838	217,741	321,691	406,631	329,002
	後期高齢者医療事業特別会計	84,228	109,050	79,175	98,360	98,346
	市営駐車場事業特別会計	3,367	3,259	3,147	8,305	8,306
	競輪事業特別会計	582,270	587,053	538,927	528,118	544,637

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業	3,061,712	2,734,288	3,212,420	3,837,979	3,441,762
	宅地造成事業	下水道事業	-	-	-	1,186,423	675,190
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業	71	140	327	222	602
		下水道事業	92,103	80,023	310,257	-	-
		農業集落排水事業	23,116	21,959	22,590	22,960	24,833
		特定地域生活排水処理事業	10,741	10,800	12,617	12,846	12,699
		中央卸売市場事業	14,856	33,706	11,207	11,639	10,895
		地方卸売市場事業	13,410	10,582	12,477	11,202	12,764
	宅地造成事業						
合計(2)		5,479,430	5,134,501	5,920,520	7,235,435	6,010,703	
標準財政規模		66,916,553	67,158,353	68,413,439	68,808,951	67,792,454	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(8.18%)	(7.64%)	(8.65%)	(10.51%)	(8.86%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	637,563	496,397	339,118	116,031	383,137
	同和地区住宅資金貸付事業特別会計	198	314	222	883	350
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		637,761	496,711	339,340	116,914	383,487
標準財政規模		12,830,050	12,862,902	13,046,267	12,996,898	13,043,549
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.97%)	(3.86%)	(2.60%)	(0.89%)	(2.94%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 66,184	▲ 61,574	▲ 179,281	▲ 94,306	▲ 227,951
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	10,102	36,909	45,794	23,380	103,312
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	7,863	7,948	7,498	9,213	8,625
	後期高齢者医療特別会計	16,312	20,162	19,016	23,275	22,874

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	1,596,711	1,565,637	1,646,641	1,699,182	1,751,220
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業特別会計	499	1,071	389	515	412
	農業集落排水事業特別会計	443	598	360	267	239
	上頓野産業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業					
合計(2)		2,203,507	2,067,462	1,879,757	1,778,440	2,042,218
標準財政規模		12,830,050	12,862,902	13,046,267	12,996,898	13,043,549
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(17.17%)	(16.07%)	(14.40%)	(13.68%)	(15.65%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	1,506,387	1,677,628	1,584,561	1,925,102	1,832,045
	学校給食事業特別会計	24,895	28,753	61,893	2,096	4,497
	住宅新築資金等貸付特別会計	429	7,165	4,421	5,813	4,316
	汚水処理事業特別会計	724	780	292	2,477	1,748
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		1,532,435	1,714,326	1,651,167	1,935,488	1,842,606
標準財政規模		32,710,141	32,710,657	32,748,190	33,128,308	33,450,310
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.68%)	(5.24%)	(5.04%)	(5.84%)	(5.50%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	47,453	75,454	308,243	297,937	229,461
	介護保険特別会計保険事業勘定	11,580	10,568	71,267	70,278	118,950
	介護保険特別会計介護サービス事業勘定	101	124	155	106	63
	後期高齢者医療特別会計	32,433	42,582	39,718	42,354	42,573
	介護サービス事業特別会計	4,591	2,293	30	3,883	0
	駐車場事業特別会計	157	101	3,068	812	86
	小型自動車競走事業特別会計	▲ 745,199	▲ 987,125	▲ 1,404,612	▲ 1,792,108	▲ 1,609,120
合計 (2)		3,069,955	3,165,805	3,128,750	2,977,833	4,614,592
標準財政規模		32,710,141	32,710,657	32,748,190	33,128,308	33,450,310
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(9.38%)	(9.67%)	(9.55%)	(8.98%)	(13.79%)
会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	水道事業会計	1,610,879	1,718,663	1,843,266	1,719,822	1,866,165
	産炭地域小水系用水道事業会計	3,477	11,262	4,386	5,132	11,127
	飯塚市立病院事業会計	2,277	2,764	3,281	3,630	4,031
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	農業集落排水事業特別会計	82	80	90	78	128
法適用企業	宅地造成事業					
	工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	1,343,854
合計 (2)		3,069,955	3,165,805	3,128,750	2,977,833	4,614,592
標準財政規模		32,710,141	32,710,657	32,748,190	33,128,308	33,450,310
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(9.38%)	(9.67%)	(9.55%)	(8.98%)	(13.79%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	857,908	531,574	536,846	598,412	746,352
	急患医療特別会計	33,035	28,576	28,888	33,953	34,826
	住宅新築資金等貸付特別会計	58,339	68,597	55,389	37,442	17,907
	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計	493	16	0	0	0
合計(1)		949,775	628,763	621,123	669,807	799,085
標準財政規模		13,040,755	12,878,379	12,919,206	12,918,587	13,266,853
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.28%)	(4.88%)	(4.80%)	(5.18%)	(6.02%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	85,671	99,808	19,353	15,296	▲ 293,424
	後期高齢者医療特別会計	5,097	4,531	7,009	10,130	10,371

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	552,182	525,059	489,479	455,486	655,959
	宅地造成事業	病院事業会計	232,621	538,747	574,040	761,030	984,557
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合計(2)		1,825,346	1,796,908	1,711,004	1,911,749	2,156,548	
標準財政規模		13,040,755	12,878,379	12,919,206	12,918,587	13,266,853	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(13.99%)	(13.95%)	(13.24%)	(14.79%)	(16.25%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	1,209,861	946,911	1,281,103	994,146	995,019
	住宅新築資金等特別会計	3,467	3,250	3,161	2,729	2,192
	公共用地先行取得等特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,213,328	950,161	1,284,264	996,875	997,211
標準財政規模		17,035,288	16,809,940	16,883,129	16,807,502	16,780,389
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.12%)	(5.65%)	(7.60%)	(5.93%)	(5.94%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	9,132	105,276	3,478	3,419	▲ 67,115
	後期高齢者医療特別会計	4,622	5,144	4,326	3,417	3,033
合計(2)		2,734,937	2,648,499	3,096,516	3,059,335	2,933,299
標準財政規模		17,035,288	16,809,940	16,883,129	16,807,502	16,780,389
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(16.05%)	(15.75%)	(18.34%)	(18.20%)	(17.48%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	1,430,618	1,538,782	1,760,357	1,992,227	1,958,962
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	下水道事業特別会計	77,237	49,136	44,091	63,397	41,208
合計(2)		2,734,937	2,648,499	3,096,516	3,059,335	2,933,299
標準財政規模		17,035,288	16,809,940	16,883,129	16,807,502	16,780,389
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(16.05%)	(15.75%)	(18.34%)	(18.20%)	(17.48%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)



◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	1,638,697	1,122,701	955,823	600,484	2,059,768
	住宅新築資金等貸付事業費特別会計	▲ 144,886	▲ 144,882	▲ 129,035	▲ 113,379	▲ 100,748
	矢部診療所特別会計	10,493	6,030	6,072	11,418	12,355
合計 (1)		1,504,304	983,849	832,860	498,523	1,971,375
標準財政規模		22,274,125	21,688,568	21,450,592	21,206,548	20,760,184
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(6.75%)	(4.53%)	(3.88%)	(2.35%)	(9.49%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業費特別会計	51,151	3,329	1,625	▲ 103,684	18,259
	介護保険事業費特別会計	131,634	196,064	109,616	120,218	122,153
	後期高齢者医療特別会計	13,834	18,666	16,460	19,105	1,428
会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	1,095,687	1,151,080	1,295,103	1,435,594	1,528,061
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	簡易水道事業費特別会計	11,627	16,486	17,392	11,677	0
	下水道事業特別会計	15,172	17,246	18,697	16,755	15,189
	農業集落排水事業特別会計	2,734	3,863	3,897	2,630	2,828
合計 (2)		2,826,143	2,390,583	2,295,650	2,000,818	3,659,293
標準財政規模		22,274,125	21,688,568	21,450,592	21,206,548	20,760,184
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(12.68%)	(11.02%)	(10.70%)	(9.43%)	(17.62%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	949,345	1,221,864	825,726	715,387	597,448
	住宅新築資金等貸付特別会計	▲ 57,940	▲ 55,959	▲ 53,593	▲ 51,859	▲ 50,629
	地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		891,405	1,165,905	772,133	663,528	546,819
標準財政規模		10,113,291	10,104,435	10,167,948	10,130,213	10,281,933
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(8.81%)	(11.53%)	(7.59%)	(6.54%)	(5.31%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	31,674	58,507	2,254	▲ 81,570	▲ 160,007
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	23,459	87,696	91,617	84,938	123,547
	介護保険特別会計(地域包括支援センター事業勘定)	6,496	6,329	6,392	6,477	6,008
	後期高齢者医療特別会計	17,155	20,438	27,879	33,781	39,077
合計 (2)		2,644,766	3,022,108	2,819,414	2,850,235	2,821,322
標準財政規模		10,113,291	10,104,435	10,167,948	10,130,213	10,281,933
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(26.15%)	(29.90%)	(27.72%)	(28.13%)	(27.43%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	1,672,721	1,681,229	1,916,993	2,141,173	2,263,840
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	下水道事業特別会計	1,856	2,004	2,146	1,908	2,038
合計 (2)		2,644,766	3,022,108	2,819,414	2,850,235	2,821,322
標準財政規模		10,113,291	10,104,435	10,167,948	10,130,213	10,281,933
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(26.15%)	(29.90%)	(27.72%)	(28.13%)	(27.43%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	952,420	774,616	562,750	314,362	250,644
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		952,420	774,616	562,750	314,362	250,644
標準財政規模		8,025,444	7,932,643	7,984,768	7,974,652	8,089,119
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(11.86%)	(9.76%)	(7.04%)	(3.94%)	(3.09%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	22,189	▲ 156,135	▲ 114,264	▲ 147,139	▲ 311,393
	介護保険事業	11,418	27,272	39,415	69,411	46,691
	後期高齢者医療事業	1,330	2,558	10,556	11,087	2,589
	介護サービス事業	0	0	0	0	0

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	上水道事業会計	1,232,751	1,216,278	1,169,151	1,163,709	1,075,633
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	下水道事業特別会計	3	0	4,075	17	0
合計 (2)		2,220,111	1,864,589	1,671,683	1,411,447	1,064,164
標準財政規模		8,025,444	7,932,643	7,984,768	7,974,652	8,089,119
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(27.66%)	(23.50%)	(20.93%)	(17.69%)	(13.15%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	267,812	374,741	662,186	471,251	630,638
	住宅新築資金等貸付事業会計	14,663	11,184	52,166	37,379	5,207
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		282,475	385,925	714,352	508,630	635,845
標準財政規模		13,260,481	13,514,256	13,599,941	13,507,721	13,592,616
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.13%)	(2.85%)	(5.25%)	(3.76%)	(4.67%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 1,003,900	▲ 1,024,611	▲ 986,731	▲ 1,062,208	▲ 1,229,410
	介護認定特別会計	1,789	3,130	2,632	2,034	2,383
	介護保険(保険事業勘定)会計	3,780	65,188	83,925	68,757	202,198
	介護保険(サービス事業勘定)会計	1,410	0	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	10,987	16,155	5,936	6,500	5,148

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,129,072	1,109,058	1,202,591	1,382,581	1,666,658
	宅地造成事業	公共下水道事業会計	-	-	-	-	124,516
法非適用企業	宅地造成事業以外	公共下水道事業会計	46,127	50,954	33,680	237,857	-
		地方卸売市場会計	524	1,159	441	1,325	369
		農業集落排水事業会計	2,486	2,496	3,954	2,887	3,030
	宅地造成事業						
合計(2)		474,750	609,454	1,060,780	1,148,363	1,410,737	
標準財政規模		13,260,481	13,514,256	13,599,941	13,507,721	13,592,616	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(3.58%)	(4.50%)	(7.79%)	(8.50%)	(10.37%)	

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	216,665	123,364	131,303	68,838	33,799
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 32,309	▲ 31,237	▲ 28,565	▲ 26,159	▲ 21,677
	市営駐車場事業特別会計	1,912	2,494	994	3,794	2,095
	バス事業特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		186,268	94,621	103,732	46,473	14,217
標準財政規模		6,953,326	6,855,775	6,873,969	6,801,940	6,936,504
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.67%)	(1.38%)	(1.50%)	(0.68%)	(0.20%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	319,849	269,445	74,729	5,926	▲ 10,821
	後期高齢者医療事業特別会計	11,817	14,677	12,806	14,848	15,197

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	142,496	178,759	195,052	211,464	203,457
		東部地区工業用水道事業会計	57,717	62,165	55,068	58,505	62,539
		公共下水道事業特別会計	266,485	-	-	-	-
		農業集落排水施設事業特別会計	20,415	-	-	-	-
		下水道事業特別会計	-	316,304	345,743	382,269	386,752
法非適用企業	宅地造成事業以外						
宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	0	
合計 (2)		1,005,047	935,971	787,130	719,485	671,341	
標準財政規模		6,953,326	6,855,775	6,873,969	6,801,940	6,936,504	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(14.45%)	(13.65%)	(11.45%)	(10.57%)	(9.67%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	719,758	766,036	807,420	440,198	390,911
	公共用地先行取得特別会計	0	0	0	0	0
	住宅新築資金等特別会計	▲ 580,870	▲ 563,746	▲ 504,839	▲ 419,615	▲ 364,752
	地域下水道事業特別会計	2,942	205	1,197	1,149	796
合計 (1)		141,830	202,495	303,778	21,732	26,955
標準財政規模		9,455,006	9,655,782	9,701,553	9,689,711	9,760,966
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(1.50%)	(2.09%)	(3.13%)	(0.22%)	(0.27%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	特別会計国民健康保険事業	▲ 1,121,096	▲ 1,109,041	▲ 1,250,832	▲ 1,246,613	▲ 1,241,371
	介護保険事業特別会計	20,676	14,009	30,656	62,408	126,479
	後期高齢者医療特別会計	1,142	15,226	14,197	16,645	18,244
資金不足・剰余額		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	1,614,610	1,636,314	1,690,873	1,722,631	1,712,229
	病院事業会計	29,756	60,449	69,953	85,545	115,971
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	2,293	4,554	7,914	4,124	3,283
合計 (2)		689,211	824,006	866,539	666,472	761,790
標準財政規模		9,455,006	9,655,782	9,701,553	9,689,711	9,760,966
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(7.28%)	(8.53%)	(8.93%)	(6.87%)	(7.80%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	808,665	740,999	938,848	870,519	791,918
	小郡市住宅新築資金等貸付事業特別会計	9,299	8,946	9,343	9,574	9,678
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		817,964	749,945	948,191	880,093	801,596
標準財政規模		11,421,016	11,438,645	11,447,225	11,363,984	11,538,844
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.16%)	(6.55%)	(8.28%)	(7.74%)	(6.94%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	小郡市国民健康保険事業特別会計	▲ 738,454	▲ 717,155	▲ 791,755	▲ 822,626	▲ 700,940
	小郡市後期高齢者医療特別会計	17,227	21,163	20,871	24,117	24,883
	小郡市介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	19,627	16,211	17,192	23,128	116,248
	小郡市介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	9,632	11,459	12,464	15,039	17,442

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	小郡市下水道事業特別会計	984	880	624	472	1,205
	宅地造成事業以外					
	小郡市工業団地整備事業特別会計	-	0	0	0	0
合計 (2)		126,980	82,503	207,587	120,223	260,434
標準財政規模		11,421,016	11,438,645	11,447,225	11,363,984	11,538,844
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(1.11%)	(0.72%)	(1.81%)	(1.05%)	(2.25%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	423,156	849,928	626,175	651,286	1,749,794
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	4,482	256	14,584	5,175	13,324
	奨学資金貸与事業特別会計	825	0	0	0	0
	土地取得事業特別会計	0	0	0	0	0
合計 (1)		428,463	850,184	640,759	656,461	1,763,118
標準財政規模		18,184,732	18,498,480	18,749,643	18,741,942	18,869,573
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.35%)	(4.59%)	(3.41%)	(3.50%)	(9.34%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	148,459	231,945	128,010	202,541	19,440
	介護保険事業特別会計	51,724	82,491	115,855	116,777	94,287
	後期高齢者医療事業特別会計	31,156	37,641	35,898	42,925	41,457
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	0	0	-	-	-
合計 (2)		4,158,796	4,822,937	4,389,264	4,307,844	5,036,020
標準財政規模		18,184,732	18,498,480	18,749,643	18,741,942	18,869,573
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(22.86%)	(26.07%)	(23.40%)	(22.98%)	(26.68%)
会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	2,110,525	2,154,674	2,129,476	2,024,726	2,030,965
	下水道事業会計	1,388,469	1,466,002	1,339,266	1,264,414	1,086,753
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
合計 (2)		4,158,796	4,822,937	4,389,264	4,307,844	5,036,020
標準財政規模		18,184,732	18,498,480	18,749,643	18,741,942	18,869,573
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(22.86%)	(26.07%)	(23.40%)	(22.98%)	(26.68%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)



◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	716,266	907,718	890,030	648,496	1,032,143
	筑紫地区障害程度区分等審査会事業特別会計	-	0	0	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		716,266	907,718	890,030	648,496	1,032,143
標準財政規模		17,934,790	18,155,909	18,299,308	18,432,059	18,968,320
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.99%)	(4.99%)	(4.86%)	(3.51%)	(5.44%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	445,240	501,549	297,254	633,309	575,099
	後期高齢者医療事業特別会計	46,852	55,191	56,735	65,829	66,240
	介護保険事業特別会計	42,810	103,439	94,531	91,921	69,120
合計 (2)		1,804,627	2,176,419	2,036,751	2,224,561	2,651,228
標準財政規模		17,934,790	18,155,909	18,299,308	18,432,059	18,968,320
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.06%)	(11.98%)	(11.13%)	(12.06%)	(13.97%)
会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	下水道事業会計	553,459	608,522	698,201	785,006	908,626
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		1,804,627	2,176,419	2,036,751	2,224,561	2,651,228
標準財政規模		17,934,790	18,155,909	18,299,308	18,432,059	18,968,320
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.06%)	(11.98%)	(11.13%)	(12.06%)	(13.97%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	585,208	628,998	563,763	676,519	708,356
	筑紫地区障害程度区分等審査会事業特別会計	0	-	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		585,208	628,998	563,763	676,519	708,356
標準財政規模		17,556,827	17,715,261	18,002,137	17,957,687	18,186,061
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.33%)	(3.55%)	(3.13%)	(3.76%)	(3.89%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	32,590	32,804	47,361	74,855	88,625
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	49,730	65,891	92,378	86,804	123,715
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	14,995	10,304	10,017	12,839	20,016
	後期高齢者医療特別会計	2,406	7,362	▲ 3,345	▲ 2,166	▲ 3,364
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	-	0	0	-
会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	2,718,908	2,765,777	2,720,356	2,569,364	2,432,662
	下水道事業会計	627,691	672,478	649,623	754,017	781,341
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		4,031,528	4,183,614	4,080,153	4,172,232	4,151,351
標準財政規模		17,556,827	17,715,261	18,002,137	17,957,687	18,186,061
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(22.96%)	(23.61%)	(22.66%)	(23.23%)	(22.82%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	705,290	476,069	354,747	393,516	345,893
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	5,096	4,902	5,240	2,766	3,249
	赤間駅北口整備事業特別会計	0	-	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		710,386	480,971	359,987	396,282	349,142
標準財政規模		19,429,221	19,416,901	19,709,158	19,507,010	19,746,373
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.65%)	(2.47%)	(1.82%)	(2.03%)	(1.76%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	162,209	111,355	202,596	262,009	372,585
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	232	736	837	760	1,075
	後期高齢者医療特別会計	34,315	41,888	38,724	45,819	43,715
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	23,763	53,299	38,042	35,030	169,298
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	2,187	2,844	5,734	3,997	3,541

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	渡船事業特別会計	66	0	0	0	0
	特定環境保全等下水道事業特別会計	370	0	-	-	-
	漁業集落排水処理施設事業特別会計	-	-	94	123	153
	宅地造成事業以外					
宅地造成事業						
合計(2)		1,789,942	1,682,565	1,519,779	1,623,787	1,934,121
標準財政規模		19,429,221	19,416,901	19,709,158	19,507,010	19,746,373
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.21%)	(8.66%)	(7.71%)	(8.32%)	(9.79%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	1,062,405	991,484	800,334	555,314	656,190
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	4,275	441	719	3,009	10,310
	筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	-	0	0
合計(1)		1,066,680	991,925	801,053	558,323	666,500
標準財政規模		12,415,341	12,367,282	12,532,537	12,621,636	12,926,796
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(8.59%)	(8.02%)	(6.39%)	(4.42%)	(5.15%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 502,807	▲ 664,123	▲ 882,980	▲ 1,056,382	▲ 698,899
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	21,591	2,966	36,868	30,163	55,419
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	4,887	7,053	12,142	13,878	19,203
	後期高齢者医療特別会計	45,445	50,677	50,236	68,905	56,059
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	-	-	-	0
会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	2,232,545	2,028,516	2,085,187	2,070,994	2,145,207
	下水道事業会計	912,312	932,982	980,986	836,674	701,732
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		3,780,653	3,349,996	3,083,492	2,522,555	2,945,221
標準財政規模		12,415,341	12,367,282	12,532,537	12,621,636	12,926,796
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(30.45%)	(27.08%)	(24.60%)	(19.98%)	(22.78%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	469,028	757,193	628,795	720,891	947,844
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	9,366	18,956	7,192	6,344	9,951
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		478,394	776,149	635,987	727,235	957,795
標準財政規模		11,325,342	11,429,716	11,528,245	11,393,932	11,606,435
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.22%)	(6.79%)	(5.51%)	(6.38%)	(8.25%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	222,750	118,167	107,746	▲ 17,239	▲ 104,699
	後期高齢者医療特別会計	1,505	3,488	1,151	11,867	1,908
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	117,740	150,486	122,666	189,648	69,236
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	401	2,479	1,999	1,643	5,128
合計 (2)		2,329,561	2,552,421	2,309,062	2,363,720	2,465,978
標準財政規模		11,325,342	11,429,716	11,528,245	11,393,932	11,606,435
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(20.56%)	(22.33%)	(20.02%)	(20.74%)	(21.24%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	540,330	265,114	737,823	549,454	502,028
	地域し尿処理施設事業特別会計	15,934	9,538	12,340	0	-
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,500	4,143	4,946	6,045	6,879
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		562,764	278,795	755,109	555,499	508,907
標準財政規模		11,774,158	11,915,603	12,113,493	12,363,302	12,628,438
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.77%)	(2.33%)	(6.23%)	(4.49%)	(4.02%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	9,501	130,720	123,040	95,360	7,014
	後期高齢者医療事業特別会計	20,911	25,895	4,819	4,462	8,995
	介護保険事業特別会計	48,021	35,615	26,813	5,549	72,778

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	10,785	14,442	16,228	18,512	17,420
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		651,982	485,467	926,009	679,382	615,114
標準財政規模		11,774,158	11,915,603	12,113,493	12,363,302	12,628,438
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.53%)	(4.07%)	(7.64%)	(5.49%)	(4.87%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	808,149	620,568	492,129	546,668	777,616
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	18,235	18,966	19,436	20,570	21,471
	自動車学校特別会計	2,183	1,944	4,618	3,614	17,015
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		828,567	641,478	516,183	570,852	816,102
標準財政規模		9,155,002	9,124,153	9,149,659	9,157,782	9,244,337
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.05%)	(7.03%)	(5.64%)	(6.23%)	(8.82%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	3,870	42,023	8,037	10,314	14,595
	後期高齢者医療事業特別会計	2,414	209	81	775	1,542

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	12,927	17,530	152	12,640	10,734
	農業集落排水事業特別会計	2,682	3,114	3,045	3,288	3,003
	浄化槽整備事業特別会計	1,756	2,696	3,127	2,091	1,230
	簡易水道事業特別会計	2,497	2,895	2,542	1,329	1,632
合計(2)		854,713	709,945	533,167	601,289	848,838
標準財政規模		9,155,002	9,124,153	9,149,659	9,157,782	9,244,337
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.33%)	(7.78%)	(5.82%)	(6.56%)	(9.18%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	677,196	770,885	911,055	558,705	595,857
	住宅新築資金等特別会計	3,042	4,069	3,109	7,417	10,000
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		680,238	774,954	914,164	566,122	605,857
標準財政規模		9,279,313	9,193,383	9,236,136	9,252,449	9,253,392
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.33%)	(8.42%)	(9.89%)	(6.11%)	(6.54%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 13,537	▲ 134,796	▲ 127,902	▲ 294,618	▲ 422,952
	後期高齢者医療特別会計	11,454	6,208	5,897	5,832	7,067
会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	154,394	193,251	232,688	203,022	208,484
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	349	2,567	8,596	67	627
	公共下水道事業特別会計	7,640	8,428	10,939	6,150	4,380
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		840,538	850,612	1,044,382	486,575	403,463
標準財政規模		9,279,313	9,193,383	9,236,136	9,252,449	9,253,392
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.05%)	(9.25%)	(11.30%)	(5.25%)	(4.36%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)



◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	770,998	289,003	591,186	187,579	743,710
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	13,875	42,605	67,393	77,964	20,631
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		784,873	331,608	658,579	265,543	764,341
標準財政規模		13,944,882	13,471,683	13,386,929	13,461,704	13,542,600
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.62%)	(2.46%)	(4.91%)	(1.97%)	(5.64%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 316,194	▲ 376,991	▲ 503,700	▲ 503,889	▲ 448,805
	後期高齢者医療特別会計	16,061	20,275	20,969	23,103	9,079
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	25,901	26,360	82,576	135,689	186,017
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	0	0	0	0	0
合計 (2)		1,455,736	1,059,871	1,411,525	1,430,458	2,102,859
標準財政規模		13,944,882	13,471,683	13,386,929	13,461,704	13,542,600
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.43%)	(7.86%)	(10.54%)	(10.62%)	(15.52%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	854,835	587,505	366,216	202,568	377,586
	住宅新築資金等貸付特別会計	7,342	867	2,702	0	1,402
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		862,177	588,372	368,918	202,568	378,988
標準財政規模		15,259,273	15,139,029	15,442,376	15,413,488	15,574,544
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.65%)	(3.88%)	(2.38%)	(1.31%)	(2.43%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	▲ 314,803	▲ 565,237	▲ 673,797	▲ 673,159	▲ 590,288
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	43	14	109	45	7,478
	後期高齢者医療特別会計	18,095	21,935	19,537	24,961	23,562
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	498	39,457	784	9,165	74,450
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	5,012	5,755	7,671	9,156	10,781

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	簡易水道特別会計	0	0	0	0	0
	下水道事業特別会計	6,610	591	185	0	0
	農業集落排水事業特別会計	0	0	623	0	0
	個別排水事業特別会計	0	0	0	0	0
宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		1,978,053	1,469,260	1,258,226	1,147,747	1,479,385
標準財政規模		15,259,273	15,139,029	15,442,376	15,413,488	15,574,544
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(12.96%)	(9.70%)	(8.14%)	(7.44%)	(9.49%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	509,117	686,261	994,672	751,591	745,657
	用地特別会計	88	88	88	88	88
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		509,205	686,349	994,760	751,679	745,745
標準財政規模		11,166,915	10,826,170	10,838,084	10,771,792	10,895,125
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.55%)	(6.33%)	(9.17%)	(6.97%)	(6.84%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	122,743	217,046	165,426	175,257	145,886
	介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	52,342	34,416	61,152	48,718	48,402
	後期高齢者医療特別会計	207	2,070	1,655	2,347	3,241
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	7,691	8,346	6,590	4,339	4,381
合計 (2)		1,331,086	1,654,648	1,972,402	1,720,278	1,720,496
標準財政規模		11,166,915	10,826,170	10,838,084	10,771,792	10,895,125
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(11.91%)	(15.28%)	(18.19%)	(15.97%)	(15.79%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	620,558	691,014	727,847	721,931	758,123
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業特別会計	8,122	6,502	7,234	8,191	7,011
	農業集落排水事業特別会計	3,485	2,959	2,895	2,795	2,603
	生活排水処理事業特別会計	6,733	5,946	4,843	5,021	5,104
	宅地造成事業以外					
宅地造成事業						

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等	一般会計	971,881	976,106	1,275,501	1,074,564	1,518,334
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	3,161	21,977	10,321	4,238	5,244
	救急医療事業特別会計	64,024	60,897	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
	合計(1)	1,039,066	1,058,980	1,285,822	1,078,802	1,523,578
標準財政規模		21,076,905	21,021,675	21,114,579	20,716,853	20,354,125
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.92%)	(5.03%)	(6.08%)	(5.20%)	(7.48%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	652,867	261,014	263,138	▲ 146,720	23,259
	介護保険事業特別会計	1,850	82,140	144,987	103,514	223,059
	後期高齢者医療特別会計	20,792	27,702	26,373	25,628	28,020
資金不足・剰余額						
会計名(公営企業会計)		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法適用企業	水道事業会計	2,112,208	2,048,759	2,046,715	2,072,075	2,007,773
	下水道事業会計	1,406,518	1,645,910	1,882,264	1,817,587	1,749,418
法非適用企業	渡船事業特別会計	22,482	316	12,747	3,522	1,329
合計(2)		5,255,783	5,124,821	5,662,046	4,954,408	5,556,436
標準財政規模		21,076,905	21,021,675	21,114,579	20,716,853	20,354,125
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(24.93%)	(24.37%)	(26.81%)	(23.91%)	(27.29%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)